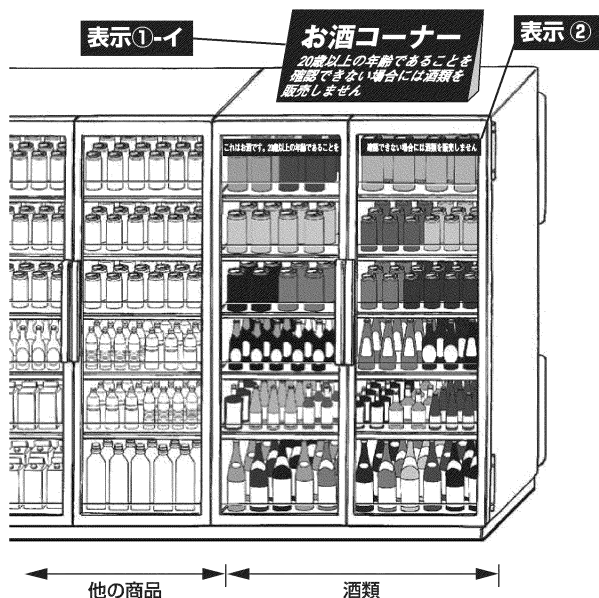
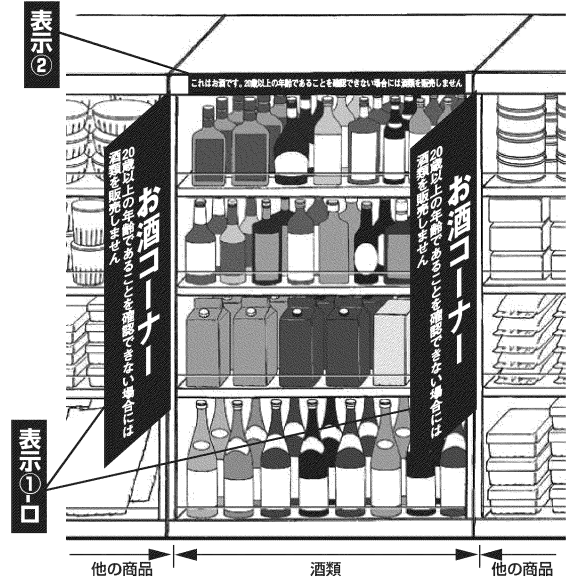
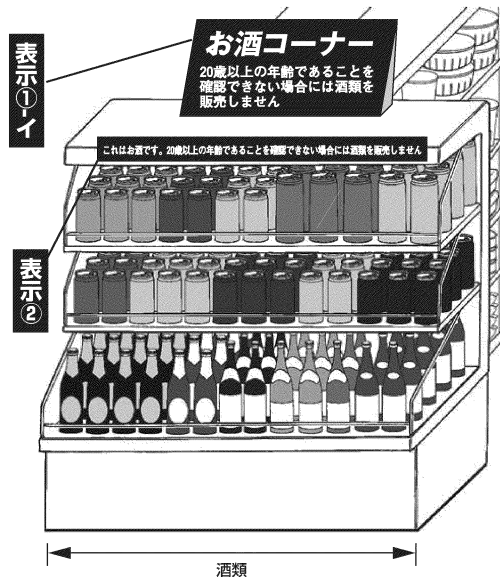


## 2 酒類と他の商品の陳列場所が壁等により明確に分離されていない場合の表示例

酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合には、酒類を他の商品と陳列棚等により明確に区分した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法で表示します。

### 2-1 陳列棚等に陳列されている商品の全部が酒類である場合



- まず、酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨等の表示をしてください。

**表示①-イ**

**お酒コーナー**  
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

**表示①-ロ**

**「酒類の売場である」旨**  
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

- さらに、陳列棚等の見やすい箇所に酒類を「明確に区分」するための表示をします。

**表示②** これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。